

ね ん ど
2025年度

とく て い ひ え い り か つ ど う ほ う じ ん
特定非営利活動法人つとひ

じ ぎ ょ う け い か く し ょ
事業計画書

I 基本方針 ― 法人理念の実現に向けた事業運営

当法人は、法人理念を事業運営の基本として、地域における障害者福祉の増進の実現に向け事業運営を行うことを基本方針とする。

【法人理念】

「誰もが自分らしく地域で暮らしていける社会を作るために、
障害者本人・家族・支援者が共に感じ、共に学び、共に行うことから始めます。」

II 令和7年度 法人運営方針

1 当法人を取り巻く状況等

(1) 障害者等の自立生活の支援体制に伴う地域との連携

国や東京都は昨年4月に施行された改正障害者総合支援法に基づいて、「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「社会の変化などに伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」、「持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現」、「障害や難病を抱えていても安心して暮らせる地域共生社会の構築」を目指すために、こうした多様なニーズに対応するために支援体制の整備を図っている。こうしたなかで、障害者本人の意思決定への支援や地域生活支援の充実をどのように実現していくかがさらに重要な課題となってきている。

世田谷区においても、令和6年度から「新せたがやインクルージョンプラン(障害福祉計画)」を策定し、「地域包括ケアシステムの構築」や「地域生活支援拠点の面的整備」、「障害者施設等に係る整備方針」などを掲げ計画の実現に向け取組みを進めている。こうした状況を受け、当法人が受託している地域障害者相談支援センター事業や自立体験ホーム事業などに求められる役割もこれまで以上に重要となり、地域内の関係者、関係機関、多職種との連携が益々欠かせないものとなってきている。

(2) 障害者本人・家族などの高齢化に対応する連携づくり

当法人の設立母体である「世田谷区肢体不自由児者父母の会」は、今年で創立から67年を迎え、その活動を支えてきた利用者と家族の高齢化は大きな課題となっている。当法人の事業利用者と家族は同会の会員も多く。こうした高齢化に伴う諸課題への対応は急務となってきている。

利用者の高齢化に起因する二次障害によっておこる身体的な支援の増加とともに、生活環境の変化への説明や精神面への配慮など、これまでと違った支援も重要となってきている。また、日常生活では発見しにくい生活習慣病などの発症リスクも高まることも含め、様々な課題が生じている。

また、地域生活を支えるうえで重要な役割を担ってきた家族の高齢化による支援力の低下なども、大きな課題となっている。こうした状況に対応していくためには、利用者への支援のみならず、家族を含めて「家庭全体の生活を支える」という視点に立ち、医療及び高齢・介護分野を含めた多くの関係者などとのチーム支援を行っていくことが求められている。

(3) 重度障害者の障害の多様化と医療的ケアな方への対応

近年、医療技術の進歩などにより区内の特別支援学校の生徒に占める医療的ケアを日常的に要する生徒の割合が多くなっている状況がみられ、卒業後の進路の一つである通所施設においても、医療的ケアへの対応が求められるケースが増えてきている状況がある。合わせて、導尿管理や軽度の酸素管理などを必要とする障害者の中にもいわゆる「元気な医ケア者」の通所ニーズが高まってきている。これに加え、すでに通所施設などを利用している障害者においても、高齢化などに起因して医療の重度化療的ケアが必要になるケースもみられている。世田谷区内でも、医療的ケアを必要とする障害者が通所できる施設は限定されているため、受け入れ体制の整っている事業所は利用枠がいっぱいとなっており、医療的ケアの対応ができる通所施設の拡充・整備が求められている状況がある。

(4) 介護や支援に関わる職員の確保と待遇の改善など

最近の人手不足により障害者福祉施設などで介護や支援に関わる職員の確保が困難になっている状況があるうえに、他の業種との賃金格差がそれに拍車をかけている。国や東京都は障害者福祉への人材確

保に向けて、報酬改定や居住支援特別手当の創設などさまざまな対策を講じている。当法人においても、安定した職員体制の確保や待遇の改善など大きな課題と捉え、こうした課題の改善を図るため、昨年度(令和 6 年度)に国や都の制度を活用しつつ、必要な対応を図ったが、他業種で初任給の上昇がみられるなど、さらに対応が求められている。

2 運営方針

(1) 法人理念に基づいた事業運営と職員を含めた共成の実践

各事業の実施にあたっては、利用者ご本人やご家族とともに職員が「共に感じ、共に学び、共に行う」という法人の基本理念に基づいた事業運営を実践していくために、利用者及び家族などのニーズを十分に把握し、寄り添った支援を心がけるよう取り組んでいく。

(2) 「中長期計画」の推進に向けた法人事務局体制の強化と推進体制の構築

法人の理念に基づいた活動と事業運営、組織運営の実現を図るための取り組みについて、総合的かつ計画的に進めるための方針を定めた「中長期計画」を推進していくために、事務局体制の強化を図るとともに、法人全体での推進の機運醸成と推進体制の構築を図る。

(3) 社会資源と連携した多角的な視点での事業運営

生活環境や社会基盤の変化により多様化してきているニーズに対応した支援活動や行事を各事業のなかで工夫して行なっていく。また、ボランティアや地域団体などとの連携を積極的に進め、様々な価値観や多角的な視点をもって支援プログラムを行っていく。

(4) 障害者本人や家族の高齢化を考慮した支援の充実強化

地域での生活を続けていくうえで、障害者本人や家族の高齢化は複合的な課題をもたらし、生活の基盤に大きく影響しているが、その状況を把握して支援を行なっていくことがとても困難なことが多い。そうした状況の変化を的確に把握し、適切な支援へとつなげていけるように、職員のスキルアップとともに高齢分野など他職種とも連携したチーム支援を行うなど課題解決に向けた取り組みを進める。

(5) 安定した職員の確保と高いモチベーションを保ちながらより安心して働ける職場づくり

当法人の職員全体のスキルアップを図るとともに、安定した人材の確保しながら職員が高いモチベーションを保って勤務を継続していけるように、「中長期計画」に基づく人事制度の改善・改革に取り組んでいくとともに、国や東京都における障害者福祉サービス職員などに対する処遇改善施策などを積極的に取り入れて、安心して働ける職場環境を整えていく。

Ⅲ 重点目標と取り組み

(1) 地域生活支援拠点に対応した運営と地域づくり

当法人の事業を運営していくなかで、障害者本人が同じ地域社会の一員として年齢や障害種別を問わずに本人が望むライフスタイルを実現できるように、世田谷区の「新せたがやインクルージョンプラン」の取り組みの一環として掲げられている「安心して暮らし続けることができる地域」を目指して、様々な社会資源と連携した地域生活支援拠点の一環として各事業に取り組んでいく。

(2) 「中長期計画」の実現に向けた機運の醸成と推進体制の構築

法人職員や役員の意見を取り入れながら取りまとめた「中長期計画」を法人の理念を具現化していくための旗印(羅針盤)として推し進めていくために、各事業所でも定期的に「中長期計画」の推進に関するミーティングを行うなど推進に向けた機運の醸成を図る。また、「中長期計画」に掲げられた目標及び取組みを具合的に検討するためのワーキンググループを編成するなど推進体制の構築を図る。

(3) 安定した事業運営に向けた法人事務局の体制づくり

「中長期計画」に基づく事業運営の推進や人事制度改革プロジェクトの着実な進捗などを図るとともに、法人全体の安定した事業運営基盤の構築に資するため、事務局体制の充実を図る。

2025 年度 事業計画（案）

施設名 玉堤つどいの家

1 利用計画

事業種別：	生活介護	利用定員	13 人/日	利用実登録者数	13 人
	年間開所日数	242 日	延べ利用見込人数	2894 人（利用率 92%）	

(1) 障害支援区分

区分 6	11 人	区分 5	2 人	区分 4	0 人	区分 3 以下	0 人
計	13 人						

(2) 障害の程度

		身体障害者手帳				計
		1 級	2 級	3～7 級	なし	
愛 の 手 帳	1 度	1 人				1 人
	2 度	4 人				4 人
	3～4 度		1 人			1 人
	なし	7 人				7 人
計		12 人	1 人	0 人	0 人	13 人

(3) 年齢、性別

10 代以下	0 人	40 代	3 人	男性	7 人
20 代	2 人	50 代	3 人	女性	6 人
30 代	3 人	60 代以上	3 人	計	13 人
計			13 人		

※平均年齢：43.5 歳（4 月 1 日現在）

2 事業実施計画

(1) 活動・支援の内容

概要

- ・ 障害者総合支援法に基づき、常時介護を要する方に対して、主として日中において、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
- ・ 活動や行事の中で考え楽しみながら、外出や宿泊といった日常生活だけではなかなか体験できない機会を持ち、様々な場面で「自由に挑戦できる方法を一緒に考え、実践する」ことを目指していく。

(2) 地域交流

- ・ 「玉堤支え合いの会」（地元町会のボランティア）のご高齢メンバーとの交流を引き続き模索する。
- ・ うめとぴあや区民ふれあいフェスタの販売会など、地域行事への参加や他事業所やボランティアとの交流などの機会を増やしていく。
- ・ 施設見学会のような場を設け、新規利用者や新しいボランティア、地域住民など、多くの方々と出会いのきっかけとしていく。

(3) 家族、関係機関との連携等

- ・ 体調やご高齢などでフォローが必要な保護者も多いため事業説明の面談を実施し、ご家族とのコミュニケーションをより丁寧に図っていく。
- ・ 相談支援関連の対面でのモニタリングやケアカンファレンスを実施しながら、関係機関との支援の連携を図っていく。また、利用者が短期入所・緊急入所・自立体験など実施する場合は、施設などとの情報共有やフォローを入念に行う。

(4) ボランティアや実習生の受入れ

- ・ 介護等体験(教職員養成課程)、玉川聖学院、田園調布学園等からの打診があれば受入れている。昨年度から実施している夏のボランティア体験の受入れ、駒澤大学ボランティアサークルやセントメリー学園(年2回)との交流は継続していく。
- ・ 光明学園からの見学や実習は、引き続き積極的に受入れている。

(5) 危機管理

- ・ 「防災」に加えて、昨今急増している「防犯」に対する意識も高めていく。
- ・ 感染症や災害などに備え、BCP(事業継続計画)を見直し、法人全体と共有・連携していく。

(6) 職員研修の実施

- ・ 研修計画を策定し、職員一人ひとりのより高いスキルアップに取り組んでいく。
- ・ 育成計画に沿って、新人職員が事故などなく丁寧な支援ができるよう育てる。
- ・ 利用者の高齢化に伴い、嚥下機能の低下や窒息の危険がより高まってきたため、緊急時の応急救護をしっかりと学んでいく。

3 重点目標と取り組み

① 利用者の意向に沿った活動や行事のプログラム再構築

利用者の意向に沿って、活動や行事のプログラム内容やタイムスケジュールを再構築しつつ、利用者に寄り添い、主体性を引き出すための自立に向けた支援を実施する。合わせて、新規利用者の受入れのための方法や生活介護サービスの体制について東玉川つどいの家と共同で検討していく。

② 利用者やご家族の高齢化に伴う変化への対応

利用者の体調不良やご家族の高齢化に伴う、様々な緊急時対応が多くなっている状況があるため、利用者の体調の変化を早期発見・対処できるよう健康診断の実施方法や嘱託医との連携体制を再検討する。また、緊急時対応できるよう職員のスキルアップを図るとともにマニュアルや関係書類の整備を行なっていく。

③ 新規利用者の受入れに向けた取り組み

昨年同様、特別支援学校行事への参加、見学者をはじめ教諭や実習生の受入れ、区の担当者との情報共有や連携などを引き続き行なっていく。また、施設見学会のような場を設け、施設の雰囲気を感じながら作業などを体験してもらえるような機会も検討していく。さらに、パンフレットや広報誌にQRコードを添付したり、PR動画の作成やSNSの活用など、新たなツールも活用して、分かりやすくなるよう工夫した施設情報の発信に努める。

2025 年度 事業計画

施設名 東北沢つどいの家

1 利用計画

事業種別：	生活介護	利用定員	7 人/日	利用実登録者数	9 人
	年間開所日数	242 日	延べ利用見込者数	1524 人 (利用率 90%)	

(1) 障害支援区分

区分 6	9 人	区分 5	0 人	区分 4	0 人
区分 3 以下	0 人	計		9 人	

(2) 障害の程度

		身体障害者手帳				計
		1 級	2 級	3～7 級	なし	
愛 の 手 帳	1 度					0 人
	2 度	3 人				3 人
	3～4 度					0 人
	なし	6 人				6 人
計		9 人	0 人	0 人	0 人	9 人

(3) 年齢、性別

10 代以下	0 人	40 代	3 人	男性	4 人
20 代	5 人	50 代	1 人	女性	5 人
30 代	0 人	60 代以上	0 人	計	9 人
計		9 人			

※平均年齢：35.6 才 4 月 1 日現在

2 事業実施計画

(1) 活動・支援の内容

概要

- ・ 障害者総合支援法に基づき、常時介護を要する方に対して、主として日中において、排せつ及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
- ・ 施設での活動や行事、地域イベントへの参加などを通じて利用者が社会経験を積める機会を設けて、自分自身で判断をする基準を養い、『考えること』を習慣づけていくような支援を行う。
- ・ 昨年度に引き続き、地域との連携を再構築していけるように販売会などの行事への参加や、施設開放行事の再開などに努めていく。
- ・ 利用者・保護者の高齢化など、変化を見据えて、他支援機関との情報共有を図り、支援の一翼として協力していく。

(2) 地域交流

- ・ 感染症対策に留意しつつ、販売会参加や外出行事などを通じて、利用者が地域社会とのつながりを感じられるよう、引き続き取り組んでいく。
- ・ コロナ禍前に実施していた施設開放行事を、現状に則った形で再開し、地域の方々に当事業所の存在をアピールし、利用者と交流する機会を再度築き上げる。

(3) 家族、関係機関との連携等

- ・ 普段の連絡帳や電話でのやり取りは勿論、保護者会・個別面談・家庭訪問など、利用者家庭との連絡・情報共有に引き続き注力していく。
- ・ 高齢化による利用者の重度化や家族の状況変化などを見逃さない様に心がけ、生活環境の転換に助言・対応できるようにする。利用者支援チームの一角として、相談支援や区など関係機関との連携を図る。
- ・ 新規の利用者など、当事業所利用希望の方に関して、区や他事業所、特別支援学校との情報共有を密にし、地域に暮らす障害者のニーズを把握して、当事業所の利用率の向上へつないでいく。

(4) ボランティアや実習生の受入れ

- ・ 年間行事や通常活動などで、ボランティアを受け入れる機会を作り、利用者がコミュニケーションを取れる機会を作っていく。普段見知った顔とは違う方々との触れ合いによる有益な体験を利用者に提供していく。

(5) 危機管理

- ・ 緊急時にも事業を可能な限り継続出来るよう、設備・制度を整えていく。感染症対策に取り組みつつ、利用者にとっての日中の暮らしの場である当事業所の安全な環境を引き続き維持していく。
- ・ 大規模災害などに備えて、引き続き防災備品の確認と整備を行っていく。

(6) 職員研修の実施

- ・ 動画研修などを積極的に活用し、各々の職員研修する機会を増やしていきながら個々の支援力向上を目指す。
- ・ 研修の中では、将来の対応に備えて、医療的ケアに関する内容の物も含め、見識を広げておく。

3 重点目標と取組

① 安定した支援体の構築

重度化と高齢化に伴う利用者の身体状況の変化に適切に対応した支援が行えるようにするため、「職員の誰でもわかる」ように業務、介助方法の共有、育成を強化して、利用者がより安心して過ごせるように、安定した支援体制を構築できるよう玉堤つどいの家と共同して取り組を進める。

② 職員研修の強化

制既存の利用者へのより良い支援の実施と—今後増えることが見込まれる様々なニーズに応えていくために、将来的な事業展開も見据えて障害福祉サービスの動向や施設運営などの理解を深め、医療的ケアに関する研修、特別支援学校との情報交換を実施し、情報収集や知識を深める機会を増やし、職員のスキルアップを図る。

③ 地域に開けた施設運営を考える

コロナ禍前に施設開放としておまつりを実施していたが、コロナ禍で施設の状況も変化しているので、改めて施設の存在や事業を知ってもらう方法を検討し、利用者が地域との繋がりを感じられるような施設運営を実現する。

2025 年度 事業計画（案）

施設名 身体障害者自立体験ホーム なかまっち

1 利用計画数

事業名： 自立体験室事業（一般入居）	定員：3 人	実人数：3 人	延利用日数：1095 日
事業名： 自立体験室事業（短期入居）	定員：2 人	実人数：10 人	延利用日数：780 日
事業名： 短期入所事業	定員：2 人	実人数：100 人	延利用日数：1050 日
事業名： 短期入所事業（緊急利用）	定員：1 人	実人数：20 人	延利用日数：100 日
事業名： 日中ショートステイ事業	定員：1 人	実人数：35 人	延利用日数：300 日

2 事業実施計画

(1) 活動・支援の内容

概要

事業所理念：＜一人一人の多様な自立を尊重し、誰もが「生活の主人公」となることができるよう、本人と共に生活を作っていきます＞

- ① 自立体験室事業（一般入居・短期入居）：世田谷区指定管理事業（世田谷区独自事業）
地域での生活を目指す身体障害のある方に対し、一人ひとりの適性や目標、利用期間に応じた地域移行プログラムを提供すると共に、退所後の地域生活が円滑に行えるよう支援チーム作りを行う。
- ② 短期入所事業（緊急利用含む）：世田谷区指定管理事業（障害福祉サービス事業）
区内に居住し、身体障害者手帳及び障害福祉サービス受給者証を持つ原則 65 歳未満の方に対し、本人の体験や家族のレスパイトのため、宿泊利用とそれに伴う介助を行う。また、「地域生活支援拠点」として、本人や家族等に緊急の事由が起きた際には、緊急短期入所として受け入れを行う。
- ③ 日中ショートステイ事業：なかまっち自主事業
短期入所に準じたサービスを日帰りで提供する。

(2) 地域交流

- ① 地域住民との交流・連携
ホームページを用いた情報発信を積極的に行うほか、「まどカフェ」の定期的開催や、地域の行事に参加し、地域住民と利用者とのつながりを生み出す。
- ② 関係地域機関との連携・交流
自立体験室プログラムにおいて、世田谷を中心とした地域生活に関する各種社会資源との結びつきを強めつつ、利用者と共に関係性を構築する。また、玉川エリア自立支援協議会や玉川支援ねっなどへの参加を通じて、地域の諸機関とのさらなる連携を図っていく。

(3) 家族、関係機関との連携等

- ① 本人・家族からの情報収集
支援記録に基づき、次回利用に備えて必要な情報を利用者・家族から収集する。また利用者の新たなニーズや支援者の気づきを中心に、情報ファイルの更新を随時行う。
- ② ケアマネジメントを基盤とした連携構築
自立体験室（一般入居・短期入居）においてはモニタリングを定期的に行い、利用者や家族のニーズを支援計画に柔軟に反映させると共に、支援者会議やカンファレンスを定期的を開催することで、効果的に支援プランの検討と評価が行えるようにする。
- ③ 関係機関と連携し地域生活支援拠点機能を担う
障害があっても地域で暮らし続けるために、「体験」「緊急利用」「相談」の機能を持つ施設として、多機関と連携し、世田谷区が進める地域生活支援拠点等の面的整備の一翼を担う。

(4) ボランティアや実習生の受入れ

まどカフェにおいてボランティアの導入を図るほか、見学者・実習生に関しては随時対応を行う。

(5) 危機管理

① 感染症対策

マニュアルに基づき、館内の定期消毒や感染防護措置、対応訓練を実施し、新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等への対策を行う。

② 防災・減災計画

BCP（事業継続計画）に基づき、定期的な防災備品管理を行いながら、災害備蓄を継続的に行っていくほか、年2回の防災訓練を行い、避難順路確認や安全確認動作の定着を図る。

③ 防犯計画

日常的な館内の見回りや声掛けと共に、各種防犯設備の使用法等を定期的に確認することで、有事での迅速な活用につなげる。

④ 情報共有

管理者が専用アプリにて現場と迅速に連絡を取ることができるようにすると共に、グループウェアを用いて、法人事務局とも情報共有を迅速に行う。

(6) 職員研修の実施

① 支援業務における専門性の習得

各福祉士国家試験取得はもとより、医療的ケアや相談支援など、専門知識を得るための研修機会を確保できるようにする。

② 幅広い研修受講体制の構築と共有

ケアワークからケースワークに至る横断的な知見を得るため、「障害」「介護」「制度」「地域」の各分野での研修を受講すると共に支援会議にて職員間で共有し、チームとしての対応力を高める。

③ キャリアパスに基づいた育成・研修

法人キャリアパスに基づき、各職層において必要とされる事項を明確にした上で育成や研修を進め、組織運営がスムーズに行えるようにする。

④ 福祉動向・施策・支援などの情報蓄積

「支援情報ライブラリー」に国内・地域での各種支援情報を引き続き蓄積し、支援計画策定において活用すると共に、オープンスペースにて書籍や情報を閲覧できるようにする。

3 重点目標と取り組み

① 自立体験室プログラムの更なる整備と支援ノウハウの蓄積から指定管理再受託へ

昨年度より開始した自立体験室（一般入居・短期入居）における個別支援計画に基づいた新プログラムを更に定着させ、地域移行プログラムのノウハウ蓄積を図る。また今年度は、令和8年度以降の世田谷区指定管理事業者の選定年となっている。第三者評価の実施年でもあり、改めて開設25年間の自立体験室及び短期入所事業の点検、蓄積されたノウハウと実績をまとめ更に新たな5年間の事業提案を行い、当法人が指定管理事業者として選定されるよう努める。

② 地域生活拠点機能としての緊急短期入所の受け入れ体制整備

緊急短期入所の申し込みがあっても体制が整わず、受け入れができないことが度々ある。これは前日申し込みがあってから支援する人材を確保するという現在の支援体制によるもので、根本的な体制見直しと検討が必要となっている。短期入所における利用者と支援者との支援比率ときめの細かいサービス提供は維持しつつも、柔軟にしかも迅速に緊急利用に対応できるよう体制を整備する。

③ 支援の中核となるスタッフの確保と育成

当施設は、年間150名以上の利用者の地域生活と自立を年中無休で支援している。それを支えるスタッフは、常勤・非常勤職員、更に外部登録及び委託ヘルパー、自立体験室利用者のヘルパーなど、多数に及ぶ。これらのスタッフがチームとしてより良い支援を提供するためには、中核となる常勤職員の役割は大きく、多様な障害の理解、マネジメント、介護・相談技術、多機関との連携・調整などそのスキルは多岐にわたる。これらを担いうる人材は法人としても大きな財産であり、法人内の交流研修などを積極的に進め、法人全体で人材を育成していく必要がある。また、生活支援員スタッフの高齢化も進んでおり、施設の魅力を発信しながら若い人材の確保と育成に取り組む。

2025 年度 事業計画

施設名 地域障害者相談支援センター ぽーとたまがわ

1 利用計画数

事業名：(区委託) 地域障害者相談支援センター

見込相談者数 400 名 延べ相談見込件数 6,000 件

2 事業実施計画

(1) 活動・支援の内容

概要（地域・家族・関係機関との連携・交流を含む）

<ぽーとたまがわ>

障害当事者や家族の高齢化にともない、生活課題が複合化、複雑化してきている状況の中で、地域障害者相談支援センターとして求められる機能に応えられるよう次の業務に取り組んでいく。

① 基本相談支援

- ・年齢、病気や障害の有無などは問わず、困りごとの相談窓口として、本人、家族、関係機関などからの相談を受け、内容に応じた情報提供、行政・福祉サービスの利用案内、サービス利用の支援を行う。
- ・個別及び家族支援は必要に応じて行政機関をはじめ通所施設やヘルパー事業所、社会福祉協議会、ケアマネジャーなどの関係機関と連携したチーム支援を行う。
- ・様々に変化する社会環境において、心身の状態が不安定になっている在宅の一人暮らし障害者などに対し、中長期的、継続的な伴走型の支援を行う。

② 地域包括ケアシステムの推進に対応した取組み

- ・地域包括ケアシステムの地区展開を推進するため、玉川地域内各地区四者連携会議への参加など各機関との連携深め、障害者への相談支援の中核機関としての役割を担う。
- ・あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館との連携を深めていくとともに、メルクマール世田谷、リンク、ぶらっとホーム世田谷など若者、ひきこもり、生活困窮といった関係機関とも連携し重層的な支援体制の強化に努める。
- ・相談者や家族へ継続的に訪問などを行い、精神障害にも対応した地域包括支援システムを強化する。

③ エリア自立支援協議会事務局としての活動

- ・玉川保健福祉センター保健福祉課と協力しながら、エリア自立支援協議会の事務局として同協議会が円滑に運営されるよう努める。
- ・参画している運営委員が協議会での取り組みに関われるような体制をつくる。
- ・エリア自立支援協議会の活動を活発に行い、地域課題を抽出、世田谷区自立支援協議会に提言する。世田谷区自立支援協議会と各エリア自立支援協議会が連動して取り組めるよう、基幹相談支援センターや各エリアと連携を強める。

④ 指定相談支援事業者への支援

- ・地域内の新規相談支援事業者に対して、開設・運営などなどについて支援行う。
- ・指定特定相談支援事業者連絡会を年間 4 回程度開催し、各事業所間の情報共有や困難事例への対応の共有、事例検討会を開催するなどして地域の相談支援の連携強化と相談支援の向上を目指す。

⑤ 権利擁護のための支援

- ・本人やその家族からの権利擁護に係る相談に対応する。
- ・成年後見制度の円滑な利用を支援するため、必要に応じて成年後見センターへの案内や連携に努める。
- ・福祉体験学習や地域のイベントなどを通じ、障害者への理解促進、権利擁護を積極的に進める。

⑥ 居場所づくりへの取組み

- ・カフェこみん、ボッチャ交流会を毎月定例で開催し、日中どこにもつながっていないような障害当事者が参加しやすいような居場所づくりに努める。
- ・各種福祉サービスや地域資源などの情報を自由に閲覧できる場として引き続き「情報広場」を運営していく。
- ・地域住民も気軽に支援者として参加しやすいような居場所づくりに取り組み、地域住民に対しての障害啓発、障害理解の場になるよう努める。

(2) 地域交流

- ・定期的なイベント開催を通じて、障害当事者だけではなく地域住民も参加できるような交流の場づくりを目指す。
- ・地域活動を推進している、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会などとも共催したイベントも企画していく。

(3) 家族、関係機関との連携等

- ・キーパーソンとなる家族や障害当事者を支援している関係機関と綿密に連携を図りながら適切に支援を進めていく。
- ・あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会などと、より一層連携を深め子ども世代に何らかの障害がある8050世帯などの相談に対応し事態の深刻化を防ぐ。
- ・緊急時に備えて、緊急時バックアップセンターへの登録を推進していく。

(4) ボランティアや実習生の受け入れ

- ・社会福祉協議会や地域団体と協力しながら地域活動を推進するピアサポーターの発掘・育成に取り組む。
- ・ボランティアや学生ボランティアなどを活用し、ぽーとたまがわのイベントの充実を目指す。

(5) 危機管理

- ・緊急時対応及び災害時対応の体制整備に努め、緊急時対応マニュアルやBCP(事業継続計画)を基に訓練を実施し、適宜見直しをしていく。
- ・急変などの緊急時において、迅速な連携を図るため緊急時の連絡先などを整備する。
- ・事故や事件などの緊急時における適切な対応と、振り返りによる再発防止を徹底する。

(6) 職員研修の実施

- ・内部研修の他に外部講師を呼んでの勉強会も実施し、相談支援の質の向上を目指す。
- ・個人の研修計画に基づき、外部研修の参加とサポーターズカレッジを活用した研修を推進していく。

3 重点目標と取り組み

① 複合化、複雑化した相談ケースに対応するための支援体制を強化

毎月の相談支援ミーティングなどで、複雑化しているケースを取り上げ、共有や検討する機会を増やすことで支援力の向上と均一化を図る。また、保健福祉センター保健福祉課や健康づくり課とのケース情報共有の場をつくり、役割の明確化と地域における支援体制の強化を図る。また、支援体制の重層化を図るため、各関係機関との連携に努める。特にメルクマール世田谷、リンク、ぷらっとホーム世田谷などとは、ケースを共有するなど連携の機会づくりを図る。

② 居場所づくりの取り組みのさらなる発展

ボッチャ交流会、カフェこみんについては、障害当事者、地域住民、ボランティアが主体的に運営に関われるような体制づくりに継続して取り組んでいく。また、なかまっちの「まどカフェ」や法人内他事業所と共同開催できる企画も検討し、居場所事業の充実と法人事業の活性化も目指す。

③ 玉川エリア自立支援協議会のさらなる充実

昨年度は、障害当事者やご家族が協議会に参加し、意見を聞く場を設けるなど課題の抽出に力を入れてきた。今年度は、これまでの取り組みの中から抽出した課題に対して、取り組みができるよう合意形成を図り、具体的化する。また、エリア協議会の活動について、SNSなどを活用して積極的な情報発信に努める。さらに、協議会担当以外のぽーと職員も毎月の協議会に参加できるような体制をつくり、さらなる活性化を図る。

2025 年度 事業計画

施設名 なかまっち相談室

1 利用計画数

事業名：指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業・指定一般相談支援事業

利用予定者数 160 名

2 事業実施計画

(1) 活動・支援の内容

概要（地域・家族・関係機関との連携・交流はぽーとたまがわに準ずる）

① 事業の目的

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な計画相談支援サービスを行う。

② 事業所の運営方針

- ・ 利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な医療、福祉、就労支援などのサービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、相談支援を行う。
- ・ 利用者の必要に応じて、相談に応じる。（この文章の意図していることが分かりづらい？）
- ・ 関係する市区町村、福祉サービス事業者、医療機関などと綿密な連携を図り、総合的な計画相談サービスの提供に努める。
- ・ 地域障害者相談支援センターぽーとたまがわに併設する相談支援事業所として、ぽーととの連携を充分図りながら支援を行う。

3 重点目標と取り組み

① 計画相談を担う人材育成と支援力の向上

- ・ 相談支援専門員初任者研修修了者へのフォローアップや実践指導を基幹相談支援センターと共に行う。また、世田谷区が主催する初任者研修のファシリテーターを担える人材の育成に努め、相談支援専門員のスキル向上に協力する。東京都の現任者研修、ファシリテーター養成研修などにも積極的に参加する。
- ・ 玉川エリア相談支援事業所連絡会の一員として、事例検討や勉強会を通じた連携を強化し、相談支援専門員の育成や支援力向上に協力する。
- ・ OJT を核とした職員の育成やスキル質の向上を図り、安定的な相談支援体制の維持継続に努める。

② 業務の効率化と求められる支援に対応

- ・ 地域移行・地域定着支援、あるいは地域生活支援拠点等相談強化加算や精神障害者・要医療児者・行動障害支援体制加算、その他各種加算など、法改正や求められる支援に対応した取り組みを行う。
- ・ ぽーととの役割分担を明確にし、効率的な計画相談業務を行い、新規依頼にも応えられる体制を構築する。
- ・ 事務業務の効率化を図り、報酬改定により複雑化した加算算定や請求業務に対応していく。

③ 多職種・関係機関との連携

- ・ 医療、福祉サービス事業所、福祉四課、専門機関と積極的に連携を行う。とりわけ「8050 世帯」など家族全体への複合的な支援が必要なケースには、高齢者福祉事業所、あんすこ、保健福祉課地域支援などとも連携する。
- ・ サービス更新時などに担当者会議を開催し、関係機関で情報と支援方針の共有を図る。

2025 年度 事業計画

施設名 グループホームきぬた

1 利用計画数

事業種別 重度身体障害者グループホーム 定員 5 人 利用者 5 人

(1) 障害支援区分

区分 6	4 人	区分 5	1 人	区分 4	0 人	区分 3 以下	0 人
計	5 人						

(2) 障害の程度

		身体障害者手帳				計
		1 級	2 級	3～7 級	なし	
愛 の 手 帳	1 度					0 人
	2 度	1 人				1 人
	3～4 度					0 人
	なし	4 人				4 人
計		5 人	0 人	0 人	0 人	5 人

(3) 年齢、性別

10 代以下	0 人	40 代	1 人
20 代	0 人	50 代	2 人
30 代	0 人	60 代以上	2 人
計			5 人

男性	5 人
女性	0 人
計	5 人

※平均年齢：55.4 歳（4 月 1 日現在）

2 事業実施計画

(1) 活動・支援の内容

概要

- ・ グループホームを単なる住居スペースではなく入居者一人ひとりの「わが家」であり、主体はあくまで入居者であって、支援の原則は、結論を急がず、時間をかけて、情報提供の工夫や経験の積み重ねをしながら、その人らしい人生を選び取っていくプロセスを大切にする。
- ・ 還暦を過ぎる入居者もあるなかで、一人ひとりのニーズを確認し、それぞれのライフステージに沿った支援をチームで考え実践する。また、入居者自身の意見や心配・希望を常に尊重した意思決定支援を心掛ける。
- ・ 入居者の意見や心配・希望を軸に、ご家族、ヘルパー事業所、通所先や医療機関、地域との連携を積極的に行う。
- ・ 研修などを通じて専門的な知識と技術を常にアップデートし、質の高い支援を提供する。倫理観に基づいた対応を心掛け、入居者の人権と尊厳を尊重した運営を行う。

(2) 地域交流

- ・ 地域イベントや自治会活動への参加を通じて「地域で障害者も暮らしている」ということを当たり前のように、障害に対する理解を深め、共に生きる社会の実現に向けた意識を育んでいくための機会をつくっていく。
- ・ グループホームの活動を発信していくために、「きぬたドーナツ通信」の発行やホームページの更新などを続けていく。
- ・ 地域の交流イベントとして定着しつつある「ぐるぐるキヌタ」を今年度も定期的で開催し、地域住民とのつながりの場を設けていく。

(3) 家族、関係機関との連携等

- ・ 新しいライフステージに備えて、入居者本人の意思を最大限に尊重しつつ、家族や関係者も含めて安心した生活を継続していけるように、家族や関係機関と情報共有および連携しながら支援していく。
- ・ 日々の生活に関わるヘルパーとのコミュニケーションを円滑にするために、入居者の状況の情報共有や連携を強めていく。
- ・ 国や区などの動向を注視し、区内外のグループホームとの交流・情報共有・連携・協力を深めていく。
- ・ その他、入居者にかかわる多くの機関との報告、連絡、相談、そして記録を確実に行う。

(4) ボランティアや実習生の受入れ

- ・ 地域との繋がりのなかで多様な価値観に触れ、入居者の視野を広げていけるように、ボランティアを積極的に受け入れていく。
- ・ 新たな交流や刺激を得ることで生活の質向上を目指し、入居者が孤立感を抱かないように地域の力を活用していく。

(5) 危機管理

- ・ 災害などの非常時に対する事業継続計画に沿った支援体制の確保や情報伝達の手順を職員間で再確認するとともに、備蓄物品の点検や自衛消防訓練の実施などを行うなかで安全管理や非常時の対応について意識の定着を図る。
- ・ 感染症対策については、感染症マニュアルに基づいた対応を基本としながらも、嘱託医と相談しながら、世情に応じて弾力的に対策を講じていく
- ・ 高齢化による新たなリスクを考慮し、「これまでとは違うかもしれない」ということを念頭に、細かな変化を意識する支援を行っていく。

(6) 職員研修の実施

- ・ 入居者の意思決定を的確にサポートできるように、スタッフミーティングなどを通じて情報を共有しながら実践を重ねていく。
- ・ 国際福祉機器展や外部機関の研修などに参加しながら、より広い視点に立ったライフサポートを行えるようにする。
- ・ 高齢サービスとの連携を視野に入れながら、入居者の健康や生活費(金銭管理)、家族のことなど、具体的な課題について深めていく。

3 重点目標と取り組み

① 本人の意思に基づく選択の支援強化

入居者一人ひとりの意思を尊重し、より自立した選択と行動ができるように、意思決定の機会をさらに増やしていく。入居者本人が選択しやすいように十分な情報提供を行い、自らの意思で決定できるようサポートするための支援スキルの向上を図っていく。入居者主体の支援体制を強化し、より充実した生活が送れる環境をつくる。

② 高齢化に伴うサービス併用に向けた情報収集と体制の準備

高齢期を迎える入居者に対しても本人の生活に合った支援を行えるように、ヘルパー派遣事業所や相談支援事業などとの情報交換を行っていく。入居者が安心して生活できる環境を整備するため、AEDの設置や発電機のチェックなど緊急時への対応力の強化と、グループホームの設備や人員体制を含めて見直しや改善を図る。

③ 地域の中で役割を持ち、広い人々と繋がる

近隣コミュニティとの「ぐるぐるキヌタ」の開催を継続することで、地域との繋がりを深める。また、引き続き砧町自治会の活動を中心に地域イベントに協力し、防災訓練や防犯パトロールなどの活動を通じて、入居者が地域の中で役割を持ちながら暮らすための取り組みを進める。地域に認知され、ともに支え合う環境づくりを目指す。

2025 年度 事業計画

施設名 法人つどい 事務局

1 活動実施計画

(1) 事務局員

事務局長、事務局員 4 名(兼務職員 1 名・非常勤職員 2 名を含む)

(2) 事務事業の概要内容

- ① 法人総務に関する事務
総会・理事会・運営会議などの準備及び資料、議事録、報告書の作成など、法人会員管理・募集など
- ② 文書管理に関する業務
法人の諸規定などの管理、法人運営および事業運営に係る文書などの管理統括
- ③ 人事・労務・給与に関する事務
・人事及び労務(福利厚生を含む)の管理統括
・人事計画・採用計画の策定、給与制度の管理及び給与支給事務の統括など
- ④ 会計に関する事務
法人全体の会計管理、本部会計区分の管理、その他会計事務に関する調整など
- ⑤ 経営管理及び企画に関する事務
・運営会議、事務局会議の定期的な開催を通して、各事業の経営状況の把握と課題への対応
・法人の「中長期計画」などの策定及び進捗管理、新規事業の企画及び展開・実施に向けた準備など
- ⑥ 広報に関する事務
広報紙の発行及びホームページ管理、SNS などの活用など
- ⑦ 研修に関する事務
人材育成計画・研修計画の策定及び法人研修の実施など
- ⑧ 危機管理に関する事務
災害対策、事業継続計画の策定とりまとめ、感染症対策のとりまとめなど
- ⑨ その他の法人運営に関する事務
・各種委員会、プロジェクトチーム、ワーキンググループの活動を把握、調整、助言
・第三者委員会をはじめとする外部委員会の招集と運営、苦情処理など
・ハラスメント及びメンタルケアに関する相談対応などに関する事務
・法人事業に関する行政との連絡調整

2 重点目標と取り組み

- ① 法人事務局体制の整備・拡充及び DX 化による業務効率化の促進
法人全体の安定した運営基盤の構築とともに、「中長期計画」の実現に向けた人事制度改革の着実な実施を図るため、その要となる事務局体制を整備、拡充をする。また、業務効率化を推進するために DX 化に取り組み、新たな人材はもとより、既存職員のスキルアップを促し、法人事務局体制の底上げを図る。
- ① 「中長期計画」並びに事業運営の改善・改革の推進への取り組み
国や区など行政の動向に注視しつつ、関係の所管課と連絡調整を行いながら、法人の「中長期計画」実現のために事業運営の改善や人事制度などの整備・改革に着手する。給付金・補助金等の積極的な活用、運用を模索し、長く安定した事業運営ができる体制作りのための取り組みを実施する。
- ② 各事業所事務担当との連携体制のさらなる充実化
法人内における全体の財務管理能力を強化するために、各事業所事務担当との連携を昨年以上に積極的に行っていく。そして、各事業所事務担当が一人で悩まずに、いつでも相談できる体制を作り上げていく。また、各事業所の会計・給与事務などの事務作業をクラウド化していくことで、業務効率化を図る。